

○東松山市空き家バンク事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、空き家バンクの実施について必要な事項を定めることにより、市内の空き家を有効活用し、定住の促進及び地域の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望する所有者等から提供を受けた当該空き家に関する情報を空き家バンク登録台帳に登録することで、広く一般に公開する制度をいう。
- (2) 空き家 個人が市内に所有し、現に居住し、又は使用していない住宅及びその敷地をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的として建築した住宅及びその敷地を除く。
- (3) 所有者等 空き家に係る所有権その他の権利を有し、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。

(協定の締結)

第3条 市長は、空き家バンクによる空き家の取引が円滑に行われるよう、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「協会」という。）と次に掲げる事項について協定を締結するものとする。

- (1) 空き家の売買又は賃貸借（以下「売買等」という。）に係る媒介を行う宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。以下同じ。）の選定に関すること。
- (2) 次条第5項の規定による現地調査に関すること。
- (3) 空き家バンクを利用した空き家の売買等の結果の報告に関すること。
- (4) その他空き家バンクを利用した空き家の売買等に関すること。

(空き家の登録申請等)

第4条 所有者等は、当該所有者等が所有する空き家を空き家バンクに登録するときは、空き家バンク登録（更新）申請書（様式第1号）及び空き家バンク登録カード（様式第2号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所有者等であることが確認できる書類
- (2) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請を行う者は、協会の会員である宅地建物取引業者のうちから、空き家の売買等に係る媒介を依頼する者を指定するものとする。ただし、申請を行う者が当該指定をしなかった場合は、市長が協会に宅地建物取引業者の選定を依頼し、当該選定の報告を得て市長が指定するものとする。

3 市長は、前項の規定により媒介を行う宅地建物取引業者（以下「媒介業者」という。）を決定したときは、空き家バンクの媒介に係る指定業者決定通知書（様式第3号）を当該申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査するとともに申請者の承諾を得て現地調査を行い、登録の可否を決定し、空き家バンク登録（不登録）決定通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

5 市長は、必要があると認めるときは、前項の現地調査を協会に依頼して行うことができるものとする。

6 市長は、第4項の規定により登録の決定をしたときは、空き家バンク登録台帳に登録するものとする。

7 前項の規定による登録の有効期間は、登録の日から起算して3年間とする。

(空き家の登録の更新)

第5条 前条第4項の規定により登録の決定を受けた者（以下「登録者」という。）で、登録の有効期間の満了後引き続き登録を希望する場合は、当該登録の有効期間満了日の1月前までに、市長に前条第1項の規定による申請を

行い、登録の更新を受けなければならない。

(空き家の登録事項の変更)

第6条 登録者は、第4条第1項の規定により提出した空き家バンク登録カードの記載事項に変更があったときは、速やかに空き家バンク登録事項変更届出書（様式第5号）に変更内容を記載した空き家バンク登録カード（様式第2号）を添付して、市長に提出しなければならない。

(空き家の登録の取消し)

第7条 登録者は、空き家バンク登録台帳から登録の取消しを求めるときは、空き家バンク登録取消届出書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該空き家に係る登録を取り消すものとする。

- (1) 前項の規定による届出書の提出があったとき。
- (2) 市長が協会から当該空き家に係る売買等の契約締結の報告を受けたとき。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク登録台帳から当該空き家に係る登録を取り消すことができる。

- (1) 当該空き家に係る所有権その他の権利に異動があったとき。
- (2) 当該空き家が管理不全な状態になったと認められるとき。
- (3) 登録者が偽りその他不正な手段により空き家バンク登録台帳への登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が空き家バンク登録台帳に登録されていることが適当でないと認めるとき。

4 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、空き家バンク登録取消通知書（様式第7号）により、当該登録者に通知するものとする。

(空き家の情報の公開)

第8条 市長は、市ホームページへの掲載、担当課窓口への備付けその他適当な方法により、第4条第1項及び第6条の規定により提出された空き家バン

ク登録カードに記載された情報及び現地調査による情報等のうち、次に掲げる情報を公開するものとする。ただし、登録者が希望しない事項については、この限りでない。

- (1) 登録番号
- (2) 物件の所在地
- (3) 売却又は賃貸の別
- (4) 売却又は賃貸の希望価格
- (5) 物件の概要
- (6) 設備の状況
- (7) 主要施設までの距離
- (8) 間取図
- (9) 写真
- (10) 特記事項

(空き家の利用の申込み等)

第9条 空き家バンク登録台帳に登録された空き家の購入又は賃借を希望する者は、空き家バンク利用申込書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を確認し、空き家バンク利用申込通知書（様式第9号）により、協会に通知するものとする。

(登録者と利用希望者の交渉等)

第10条 登録者及び前条第1項の申込みをした者（以下「利用希望者」という。）は、媒介業者を通じて交渉を行うものとする。

2 市長は、登録者及び利用希望者が行う交渉及び契約については、直接これに関与しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 6 月 7 日決裁）

この要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 3 月 23 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 14 日決裁）

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。